

基 建 第 9 3 号
令和 7 年 4 月 1 1 日

第 7 区 区 長 鶴 田 勝 美 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和 7 年 4 月 7 日付けで提案がありました町道弓場下 2 号の転落防止対策（側溝の蓋掛け）について現地を確認しました。当該箇所については、側溝の道路側と民有地側に段差があるため現状のままでは側溝の設置が困難です。

今後、隣接地所有者との協議及び当該側溝を改良し側溝蓋を設置することが可能か調査を行ってまいります。

2 取扱いの理由

当該側溝の蓋掛けについては、隣接者との協議や工法の検討が必要なため。